

5) 講義資料



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和3年度 母子保健指導者養成研修事業
予期せぬ妊娠に対する支援に関する研修

母子保健行政の動向



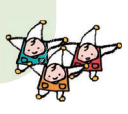
健やか親子21



子ども家庭局母子保健課


本日の内容

- 1 母子保健行政のあゆみと施策
- 2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- 3 予期せぬ妊娠に対する支援



1 母子保健行政のあゆみと施策

- 2 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援
- 3 予期せぬ妊娠に対する支援



我が国の母子保健行政のあゆみ

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定
 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定
 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行
 1965年 **母子保健法制定** (児童福祉法から独立)・施行(1966年)

(背景) 〇乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
 〇少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生み育てる環境の変化

1994年 **母子保健法の改正(基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行)**
 2000年 「健やか親子21」(2001~2010年)の策定→期間が2104年までとなる
 2004年 不妊治療への助成事業の創設
 「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
 2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) 〇晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21(第2次)」(2015~2024年度)の策定
 子ども・子育て支援法の施行

(背景) 〇児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正(平成29年4月1日施行)
 ※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
 ※**母子健康包括支援センターの全国展開**

2018年 **成育基本法(略称)の成立(令和元年12月1日施行)**
 2019年 **母子保健法の一部改正(産後ケア事業の法制化。令和3年4月1日施行)**

母子保健法の概要

1. 目的
 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義
 妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子
 乳児…1歳に満たない者
 幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
 新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導(第10条)
 市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

2. 健康診査(第12条、第13条)
 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。
 ・上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

3. 妊娠の届出(第15条)
 妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

4. 母子健康手帳(第16条)
 市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等(第17条)
 市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けること、多動薬を処方するものとする。

6. 産後ケア事業(第17条の2)
 市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、後援に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助(産後ケア)を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。
 ※令和3年4月1日施行予定

7. 低体重児の届出(第18条)
 体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の現在地の市町村に届出なければならない。

8. 養育医療(第20条)
 市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

9. 母子健康包括支援センター(第22条)
 市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)を設置するよう努めなければならない。

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号) ※平成30(2018)年12月14日公布

法律の目的
 次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んじられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神のつとめ、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 〇基本理念
 - ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の確保
 - ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の確保
- 〇国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 〇関係者相互の連携及び協力
- 〇法制的な措置等
- 〇施策の実施の状況の公表(毎年1回)

- 〇成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※関係決定により実施し、公表する。
 - ※少なくとも6年ごとに見直し。
- 〇基本的施策
 - ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者等に対する保健
 - ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康増進に関する教育及び普及啓発
 - ・妊婦の就業等に関する権利の確保等
 - 例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
 - 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 - ・調査研究
- 〇成育医療等協議会の設置
 - ※厚生労働省に設置
 - ※委員は厚生労働大臣が任命
 - ※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。
- 〇都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務(努力義務)

施行日
 公布から一年以内の政令で定める日(令和元年12月1日)

成人医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向 成人医療等に関する施策を取り巻く環境が大きく変化している中で、成人医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適切に対応し、子どもの権利を尊重した成人医療等が提供されるよう、成人医療等に関する施策に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成人医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成人医療等に関する者及び妊産婦に対する医療
 ① 周産期医療等の体制 ▶ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等
 ② 小児医療等の体制 ▶ 子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
 ③ その他の医療等 ▶ 子どもの権利を尊重した成人医療等が提供されるよう、成人医療等に関する施策に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

(2) 成人医療等に関する者に対する保健
 ① 総論 ▶ 妊産婦から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
 ② 妊産婦等への保健施策 ▶ 妊産婦から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
 ③ 乳幼児期における保健施策 ▶ 乳幼児健診等による視覚及び聴覚障害や発達障害等の早期発見及び支援体制の整備等
 ④ 学童期及び思春期における保健施策 ▶ 生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
 ⑤ 生涯にわたる保健施策 ▶ 医療的ケア児等について各関係分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
 ⑥ 子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶ 地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等

(3) 教育及び普及啓発
 ① 学校教育及び生涯学習 ▶ 妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等
 ② 普及啓発 ▶ 「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等

(4) 記録の収集等に関する体制等
 ① 予防医療、乳幼児健康調査、学童期における健康診断に関する記録の収集、管理・活用に関する体制、データベースその他の必要設備 ▶ PHR（個人健康記録）がある状況下におけるその記録の収集、管理・活用に関する体制、データベースその他の必要設備 ▶ CDR等

(5) 調査研究 ▶ 調査研究の体制や制度の整備や推進の促進、その結果を公表・情報発信することによる、政策の改善に向けた取組等
 (6) 災害時における支援体制の整備 ▶ 災害時における支援体制の整備や被災者に対する支援体制の整備及び関係機関との連携等
 (7) 成人医療等の提供に関する推進体制等 ▶ 各種施策に関する各関係機関の連携を促進した各関係機関の向上等

その他の成人医療等の提供に関する施策の推進に関する事項
 ▶ 国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等

成人医療等に関する者に対する必要の施策を総合的に推進

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画（2001年～2014年）・第2次計画（2015年度～2024年度）

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

【基盤課題A】 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
 【基盤課題B】 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 【基盤課題C】 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
 【重点課題①】 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 【重点課題②】 妊産婦からの児童虐待防止対策

連携と協働

企業、医療機関、研究機関、学校、NPO、地方公共団体、国（厚生労働省、文部科学省等）

住民（親子）

健やか親子21推進協議会

モニタリングの構築

基盤課題A 目標達成に向けたイメージ図

基盤課題A: 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

全体目標: すべての子どもが健やかに育つ社会

基盤課題Aの目標: 安心・安全な妊娠・出産・育児のための切れ目ない妊産婦・乳幼児保健対策の充実

参考とする指標

健康水準の指標
 ・妊産婦死亡率
 ・出生直後の低出生体重児の割合
 ・妊産婦・胎児に起因する死傷の割合
 ・妊産婦・胎児に起因する死傷の割合
 ・妊産婦・胎児に起因する死傷の割合
 ・妊産婦・胎児に起因する死傷の割合

健康行動の指標
 ・妊産婦の妊婦の受診率
 ・妊産婦の妊婦の受診率
 ・妊産婦の妊婦の受診率
 ・妊産婦の妊婦の受診率
 ・妊産婦の妊婦の受診率

環境整備の指標
 ・妊産婦の出産にアンケートを実施するなど、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合
 ・妊産婦の保健指導（電話相談や電話相談を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合
 ・産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合
 ・11歳児健診・学童期健康診断等に関する体制がある市区町村の割合、市区町村の11歳児健診の早期訪問体制等に対する支援体制がある市区町村の割合、市区町村の乳幼児健康診断事業の評価体制等に関する体制がある市区町村の割合

重点課題② 目標達成に向けたイメージ図

重点課題②: 妊産婦からの児童虐待防止対策

全体目標: すべての子どもが健やかに育つ社会

重点課題②の目標: 児童虐待のない社会の構築

参考とする指標

健康水準の指標
 ・児童虐待による死亡数
 ・子どもを虐待していると思われる割合

健康行動の指標
 ・乳幼児健康調査の受診率（基盤課題A再掲）
 ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の発生報告を行った国民の割合
 ・乳幼児からの虐待被害（被害）を受けている割合

環境整備の指標
 ・妊産婦の出産にアンケートを実施するなど、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合
 ・妊産婦の保健指導（電話相談や電話相談を含む）において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合
 ・産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合
 ・11歳児健診・学童期健康診断等に関する体制がある市区町村の割合、市区町村の11歳児健診の早期訪問体制等に対する支援体制がある市区町村の割合、市区町村の乳幼児健康診断事業の評価体制等に関する体制がある市区町村の割合

母子保健関連施策の体系

妊娠 出産 乳児 幼児

保健事業

妊産婦の健康増進
 妊産婦健診
 母子健康手帳交付
 保健師、助産師等による訪問指導
 母親学級・両親学級

産後ケア事業
 産後ケア事業
 食育等推進事業

児童虐待防止対策
 児童虐待防止対策
 児童虐待防止対策

医療対策

妊産婦・乳幼児に対する高度な医療の提供
 未熟児医療
 小児慢性特定疾病医療費の支給
 子どもの心の診療ネットワーク事業

研究事業
 健やか親子21の推進

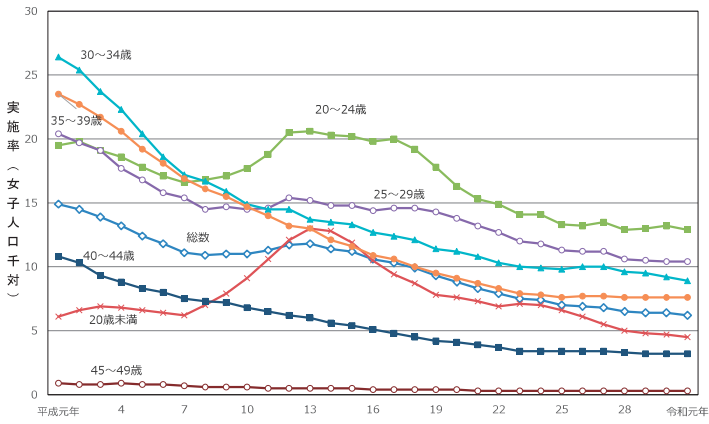
母子保健行政のありみと施策

1 母子保健行政のありみと施策

2 予期せぬ妊娠に対する支援

3 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

人工妊娠中絶の年次推移 ～年齢階級別女子人口千対～



注：平成13年までは「母体保護統計報告書」による暦年の数値であり、平成14年度以降は「衛生行政報告例」による年度の数値である。
平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管内の市町村が含まれていない。

12

女性健康支援センター事業

○事業の目的

思春期から更年期に至る女性を対象とし、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。

○対象者

思春期、妊娠、出産、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じた相談を希望する者
(不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む)



○事業内容

- (1)身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導
- (2)相談指導を行う相談員の研修養成
- (3)相談体制の向上に関する検討会の設置
- (4)妊娠に悩む者に対する専任相談員の配置
- (5)(特に妊娠に悩む者)が、女性健康支援センターの所在等を容易に把握することができるよう、その所在地及び連絡先を記載したリーフレット等を作成し、対象者が防犯しやすい店舗等で配布する等広報活動を積極的に実施
- (6)特定妊婦等に対する産科受診等支援
- (7)若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- (8)出生前遺伝学的検査(NIPT)を受けた妊婦等への相談支援体制の整備(R3新規)

○実施担当者 … 医師、保健師又は助産師等

○実施場所(実施主体：都道府県・指定都市・中核市)

全国84分所(令和2年8月1日時点) ※自治体単独14か所

47都道府県、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、名古屋市、北九州市、福岡市、八戸市、盛岡市、山形市、いわき市、福島県、水戸市、川崎市、川口市、松本市、徳島県、金沢市、甲府市、長野市、奈良市、鳥取市、高松市、久松市、高松市、高松市

○補助定数 補助率：1/2 R3基準額：158,700円(月額) 若年妊婦等に対する取組の強化に係る加算：172,100円(月額)

○相談実績 令和元年度：70,309件(内訳：電話44,870件、面談14,983件、メール9,994件、その他462件)

○相談内容 女性の心身に関する相談(24,244件) 妊娠・産後に関する相談(22,094件) メンタルケア(18,052件) 不妊に関する相談(9,662件) 思春期の健康相談(6,768件) 性感染症等(874件) 婦人科疾患・更年期障害等(4,414件)

13

特定妊婦等に対する産科受診等支援

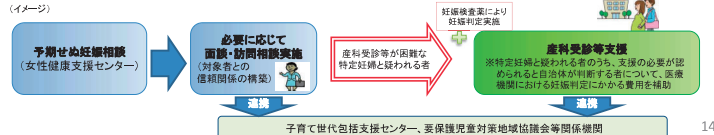
＜女性健康支援センター事業＞

○事業目的

- 妊娠、出産について周囲に相談できずに悩む者については、予期しない妊娠、経済的困難、社会的孤立、DVなどの様々な背景があり、妊婦健診未受診での分娩や0歳0日での虐待死に至る場合があるなど、妊婦期から支援することが重要である。
- このため、予期せぬ妊娠等の相談対応を行う女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、医療機関等への同行支援等を行うことによりその状況を把握し、関係機関へ確実につなぐ体制を整備する。

○事業内容

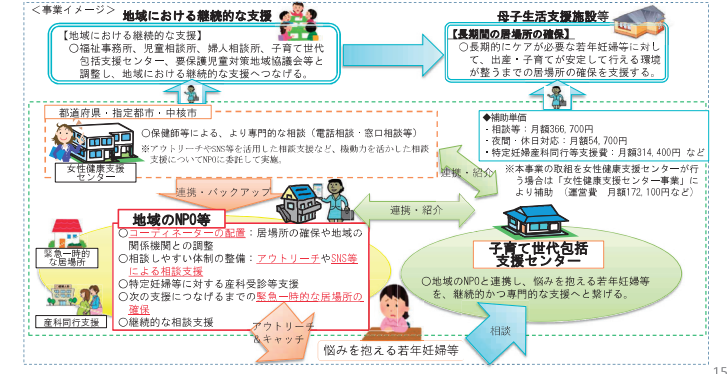
- 実施主体 … 女性健康支援センター事業を実施する都道府県、指定都市、中核市
(医療法人その他の機関又は団体に委託することが可能)
- 対象者 特定妊婦と疑われる者
(特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3第5項))
- 事業内容 女性健康支援センターにおいて、予期せぬ妊娠等により妊娠に悩む者を把握した場合には、面談・訪問相談等によりその状況を把握し、関係機関と連携を行うとともに、産科受診等が困難な特定妊婦と疑われる場合には、産科等医療機関への同行支援や初回産科受診料に対する助成等を行う。※特定妊婦と疑われる者のうち、支援の必要が認められると自治体が判断する者
- 実施担当者 … 保健師、看護師又は助産師等
- 予算額等 … 令和3年度予算 1.9億円(女性健康支援センター事業)の内数
(補助率 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 ※令和2年度は16自治体において実施)



14

若年妊婦等支援事業 ～不安を抱えた若年妊婦等への支援～

- 予期せぬ妊娠などにより、身体的、精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、SNS等を活用した相談支援等を行う。
- 若年妊婦等への支援に積極的、機動力のあるNPOに、アウトリーチや若年妊婦等支援の業務の一部及び全てを委託するなどにより、様々な地域の実情に応じた若年妊婦等への支援を行う。



15

生涯を通じた女性の健康支援事業（健康教育事業について）

○事業目的

女性とその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう、生活に密着した身近な機関において健康教育を実施する。

○実施主体

都道府県、指定都市、中核市 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部の委託が可能)

○対象者

思春期から更年期に至る女性

○事業概要

- 事業内容
 - ・講習会等の方法による各ライフステージに応じた健康教室を定期的に開催し、必要に応じて講演会を開催
 - ・女性の健康教育に資する小冊子等の配布による知識の普及啓発
 - ・学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等向け研修の実施
- 実施場所
 - ・保健所、小中高学校など、受講者が利用しやすい場所
- 実施担当者
 - ・女性の健康(精神保健を含む。)に関する専門的知識を有する保健師又は助産師等
- 予算額等 令和3年度予算額 0.2億円
(令和2年度基準額 57,500円×実施月数)(補助率1/2、都道府県・指定都市・中核市 1/2)
- 事業実績 令和2年度 47自治体

16

里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発等

＜検討課題＞

子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけるよう、不妊治療への支援拡充と併せて、不妊治療医療機関などにおける、**里親・特別養子縁組制度**の普及啓発等を強化。

＜対応方針＞

- 現状
 - ・広く一般に対して里親・特別養子縁組制度の普及啓発を実施。
- 今後の取組の方向性
 - 令和2年度
 - ・里親・特別養子縁組制度に関する不妊治療を受けている方への意識調査や、不妊治療医療機関における不妊治療を受けている方への制度のご案内に関するパイロット研究を実施。
 - 令和3年度以降
 - ・不妊治療医療機関や不妊専門相談センター等において、①不妊治療を受けている方に対する制度のご案内の推進
 - ②スタッフが制度を正しく理解するための研修やマニュアル整備の推進
 - ・不妊治療医療機関や不妊相談専門センター、婦人相談所、児童相談所、民間団体等のネットワーク構築


17

母子保健行政のありみと施策

1 母子保健行政のありみと施策

2 予期せぬ妊娠に対する支援

3 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



18

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援する体制

子育て世代包括支援センターを拠点として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制を確保し、**誰ひとり取り残すことなく妊産婦に対し、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後をサポート**します。

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- 妊産婦等の支援に必要な関係機関の把握
- 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導
- 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整
- 支援プランの策定

妊産婦	妊産婦	出産	産後	育児
妊婦に関する普及啓発	妊婦相談	産前・産後サポート事業	産後ケア事業	子育て支援課
妊婦に関する相談等	産前・産後相談	産後ケア事業	産後ケア事業	子育て支援課
不妊医療への支援	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	子育て支援課

妊産婦等の支援に必要な関係機関の把握

① 妊産婦等の支援に必要な関係機関の把握 ② 妊娠・出産・育児に関する相談、必要な情報提供・助言・保健指導 ③ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整 ④ 支援プランの策定

産前・産後サポート事業

産後2週間、産後1か月など出産後最も不安な時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産前産後相談を実施します。産前産後の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを実施します。

産前・産後サポート事業

産後2週間、産後1か月など出産後最も不安な時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産前産後相談を実施します。産前産後の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを実施します。


産前・産後サポート事業

産後2週間、産後1か月など出産後最も不安な時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産前産後相談を実施します。産前産後の結果、支援が必要な産婦には、産後ケアなどを実施します。

19

子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、**健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供**できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化（法律上は「母子健康包括支援センター」）※H29.4.1施行
 - △ 実施市町村数：1,288市町村、2,052か所（R2.4.1現在）



妊産婦を支える地域の包括支援体制の構築

産後ケアセンター、保健所、市区町村子ども家庭総合支援拠点、子育て支援課、児童相談所、子育て支援機関、児童相談所、子育て支援機関、児童相談所、子育て支援機関

子育て世代包括支援センター

妊産婦	妊産婦	出産	産後	育児
妊婦に関する普及啓発	産前・産後サポート事業	産前・産後相談	産後ケア事業	子育て支援課
妊婦に関する相談等	産前・産後相談	産後ケア事業	産後ケア事業	子育て支援課
不妊医療への支援	産後ケア事業	産後ケア事業	産後ケア事業	子育て支援課

18

産前・産後サポート事業

事業目的等

○ 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○ 市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる）

対象者

○ 身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

事業の内容

- ① 利用者の悩み相談対応やサポート
- ② 産前・産後の心身の不調に関する相談支援
- ③ 妊産婦等をサポートする者の募集
- ④ 子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
- ⑤ 母子健康関係機関、関係事業者との連絡調整
- ⑥ **多胎妊産婦への支援**（多胎ピアサポート、**多胎妊産婦サポート等による支援（拡充）**）
- ⑦ 妊産婦等への育児用品等による支援
- ⑧ **出産や子育てに悩む父親支援（新規）**

実施方法・実施場所等

- ①「アウトリーチ（ハートナ）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
- ②「デイサービス（参加）型」・・・公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応

実施担当者

- (1)助産師、保健師又は看護師
- (2)子育て経験者、シニア世代の者等

（事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とすることが望ましい）

補助率等

（補助率：1/2）
（平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は579市町村において実施）

21

産後ケア事業の全国展開

事業目的

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を経ても、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱えている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、**市町村の努力義務**として規定された（令和3年4月1日施行）。

※ 少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、**2024年度末までの全国展開**を旨とされている。

実施主体等

○ 市区町村（本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部を委託が可能）

事業の概要

事業内容

○ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

実施方法・実施場所等

- (1)「宿泊（ショートステイ）型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
- (2)「通所（デイサービス）型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
- (3)「居宅訪問（アウトリーチ）型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。

実施担当者

○ 事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。
（宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件）

補助率等

（補助率：1/2）（R3基準額：人口10～30万人未満の市の場合 月額2,023,300円）
（利用料については、市町村が利用者の所得等に応じ徴収）
（平成26年度から、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は1,169市町村において実施）

※産後ケア事業を行う施設の整備については、**次世代育成支援対策推進交付金**において補助

22

産後ケア事業に関する情報

URL https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/index.html

厚生労働省

母子保健及び子どもの慢性的な疾病についての対策

トピックス ● 妊産婦の方向け情報

おなごを大切に育てよう！妊婦の健康が子どもの健康につながる情報 ● 行政・保健医療関係者向けの情報

不妊症・不育症に関する情報 ● 子育て世代包括支援センターについて

産前・産後サポート事業、産後ケア事業について

子どもの慢性的な疾病（小児慢性特定疾病）についての関係に関する情報 ● 女性の健康に関する情報

産後ケア事業について ● 産後ケアセンターについて ● 産後ケア一覧

23

令和3年度 産後ケア事業 事例集

この事例集は、自治体や産後ケア事業実施施設において、妊産婦やその家族に対する産後ケア事業を通じた切れ目ない支援の参考とすることを目的としています。



NO	実施施設	事例の特徴
1	産後ケア施設	授乳や育児に不安のある母親への支援
2	助産所	育児不安を抱える母親への支援
3	助産所	早産で生まれた児への不安を感じる母への支援
4	助産所	産後ケア事業を活用した養親への支援
5	助産所	妊娠中から不安が強かった母親への支援
6	産婦人科診療所	養育能力が低い母親とその家族への支援
7	産婦人科診療所	双胎育児の負担軽減に向けた支援
8	総合病院	精神的に不安定な母親への切れ目のない支援

令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業（公益社団法人 母子保健推進会議）
地域における「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」の効果的な展開に関する調査研究報告書より（厚生労働省にて一部改訂）

母子保健指導者養成研修の今後の予定

日程	内容
10/19（火）	妊娠期からの児童虐待防止に関する研修
11/15（月）	不妊・不育相談支援研修
11/22（月）	児童福祉施設給食関係者研修
11/30（火）	母子保健における心理社会的側面からの支援研修

ご清聴ありがとうございました。

皆さんで、子どもが健やかに育つ社会を築くための取組です。

厚生労働省ではすべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、関係者一体となって「健やか親子21」を推進しています。

妊娠中から子育て中の親子とご家族が、自らの健康に関心をもち、学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守るとともに、子育て世代の親を孤立させないよう温かく見守り支える地域づくりをすることを目指しています。



健やか親子21